

令和6年6月定例農業委員会議事録

1. 日時 令和6年6月7日(金) 9:00~10:00

2. 場所 本山町役場 議員控室

3. 出席委員 (11名)

- 1番 川村 隆重 (職務代理者)
- 2番 上田 亜矢子
- 3番 澤田 紀夫
- 4番 右城 雄一
- 6番 畠山 日出男
- 7番 松繁 康雄
- 9番 松葉 晶夫
- 10番 藤原 厚志
- 11番 澤田 博
- 12番 伊藤 彰信
- 14番 山下 文一 (会長)

4. 欠席委員 (3名) 5番 前田 博、8番 津田 洋介、13番 福島 敏仁

5. 出席推進委員 (2名) 西峯 勇哉 和田 裕盛

6. 欠席推進委員 (0名)

7. 農業委員会事務局

局長 田岡 明
書記 上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 4番 右城 雄一 9番 松葉 晶夫

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

- 第1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第3 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- 第4 利用権の終了(農用地利用集積計画)について
- 第5 非農地証明願について
- 第6 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

事務局： ただいまより、6月定例会を開会いたします。
会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願ひします。

会 長： 挨拶・・・

それでは、議事録署名委員は、 4 右城雄一 委員と 9 松葉晶夫 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。

審議番号1番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、3参考資料)

譲受人の農作業歴は、0年ではありますが、現地は茶畑になっており、管理、摘採作業になってくるかと思われます。農業に常時従事する日数が150日予定であり、(原則年間150日以上)クリアされており、問題ないと考えます。

現地確認は、令和6年6月4日に伊藤彰信 委員と澤田博 委員にお願いしました。

なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

伊藤委員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。

つづいて、審議番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2番、P1 をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、3参考資料)

現地は、先ほどの審議番号1と同じ場所です。

譲受人の農作業歴は、50年であり、農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数(世帯員含めて150日以上)、機械等の保有状況はクリアされており、問題はないと考えます。

現地確認は、審議番号1と同じ場所だったので、令和6年6月4日に確認しています。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、議題1番審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1 番審議番号2 番については承認されました。
つづいて、審議番号3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号3 番、P 1 をご覧下さい。(資料に基づき説明。) (P 4、5 参考資料)
譲受人の農作業歴は、30 年であり、農地法第3 条第2 項の譲受人の農作業への従事日数
(世帯員含めて150 日以上)、機械等の保有状況はクリアされており、問題はないと考えま
す。
現地確認は、令和6 年6 月6 日に 松繁康雄 委員と 津田洋介 委員にお願いしました。
なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： なし。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

和田推進委員： ■■■■■の田は、現在公社が利用権を設定している所です。今、作付けはしていま
せんが、中山間に入っているので管理地としている。

事務局長： 利用権設定はこの所有権移転によって、その契約は合意解約の手続きになるので、その辺
を確認させていただきたいと思います。

会 長： 審議番号3 番については、確認をしたのちに審議することとしたいと思います。
つづきまして、議題2 番「農地法第5 条の規定による許可申請について」審議番号1 番に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2 番「農地法第5 条の規定による許可申請について」審議番号1 番につい
て、提案いたします。
P 6 をご覧ください。(資料に基づき説明。) (P 7 参考資料)
この件については令和5 年1 1 月の定例会で農振地域からの除外で審議され、手続きが
終了しましたので、今回、転用許可申請が提出されております。
本案件の転用目的は、住宅の新築であります。申請者が譲受人に譲渡して所有権移転登記を
行う計画であります。
現地確認は、令和5 年1 1 月6 日に畠山日出男委員と松繁康雄委員とで確認済みとなっ
ており、その後、変更はありません。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題2 番審議番号1 番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願い
します。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題2 番審議番号1 番については承認されました。
つづきまして、議題3 番「基盤強化法第19 条(農用地利用集積計画の公告) について」審議
番号1 番から10 番について、事務局より一括で説明をお願いします。

なお、XXXXXXXXXX 委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

事務局： それでは、議題3番基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号1番から10番について一括で提案いたします。

審議番号1番、P8をご覧ください。（資料に基づき説明）（P9参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号2番は、P8をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P10参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号3番、P11をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P12参考資料）
本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号4番、P11をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P14、15参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号5番 P13をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P17参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号6番、P16をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P18参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号7番、P19をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P20参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号8番、P19をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P22参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号9番、P23をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P24参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号10番、P25をご覧ください。（資料に基づき説明）
（P26参考資料）
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号1番から10番については承認されました。

委員の入室を認めます。

つづきまして、議題3番 審議番号11、12番事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番、審議番号11、12番について一括で提案いたします。
審議番号11番、P25をご覧ください。(資料に基づき説明) (P27参考資料)
本案件は、利用権新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号12番、P28をご覧ください。(資料に基づき説明)
(P29参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号11番、12番については承認されました。

つづきまして、審議番号13番について、事務局より説明をお願いします。

なお、の関連案件ですので、の退室をお願いします。

事務局： それでは、議題3番、審議番号13番について提案いたします。
審議番号13番、P28をご覧ください。(資料に基づき説明) (P30参考資料)
本案件は、利用権新規設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番審議番号13番については承認されました。

それでは、の入室を認めます。

つづきまして、議題4番「利用権の終了について」審議番号1番、2番までについて、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「利用権の終了について」審議番号1番、2番までについて、提案いたします。
審議番号1番、P31をご覧ください。(資料に基づき説明)

つづいて、審議番号2番、P31をご覧ください。(資料に基づき説明)

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題4番審議番号1番、2番については承認されました。

つづきまして、議題5番、「非農地証明願いについて」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「非農地証明願いについて」審議番号1番について提案いたします。
P33をご覧ください。(資料に基づき説明。) (P34～36 参考資料)

この件については令和5年11月の定例会で農振地域からの除外で審議され、手続きが終了しましたので、今回、非農地証明願いが提出されております。

本案件は、令和5年11月8日に藤原厚志委員と澤田博委員とで確認しており、現地は山林となっており、今後の適切な管理のためにも近隣の山林を所有する林業会社に所有権移転登記を行う計画です。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題5番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題6番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 現在の農業委員の任期が7月9日で満了となります。6月定例会で農業委員会委員の任命について同意を求める議案を提出していますが、7月定例会の案としては7月18日(木)午後3時00分から本山町役場議場で提案します。

会長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。
他に何かございませんか。

委員： ございません。

会長： 7月18日木曜日みなさん出席をいただきますのでよろしくお願いいたします。
(退任にあたってのご挨拶) 6月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。